平成２９年（フ）第７３３９号
東京都江東区南砂２丁目37－９－401
債務者　荷見　　薫
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３４３号
東京都足立区柳原２丁目41－４－106
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３４４号
東京都東大和市芋窪４丁目1791－５
債務者　新井光秀こと　洪　　逸秀
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３４５号
東京都豊島区池袋３丁目71－14　マーガレットセブン池袋　103
債務者　横山歩こと　金　　歩
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３５０号
東京都杉並区清水１丁目15－19－202
債務者　細木　広一
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３５７号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目20－10
債務者　今井　　亨
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３５８号
東京都八王子市椚田町513－５－203
債務者　松田　和範
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３５９号
東京都八王子市寺田町432－102－206
債務者　大貫　栄作
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３６０号
東京都八王子市寺田町432－102－206
債務者　大貫　志保
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３６３号
東京都武蔵村山市中央２丁目46－２－202
債務者　宮下　貴雄
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３６４号
東京都渋谷区上原２丁目33－９
債務者　及川　　光
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３６７号
東京都荒川区西尾久４丁目12－11－211
債務者　齊藤　光男
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３６９号
東京都世田谷区南烏山５丁目18－２－103
債務者　大谷　豊司
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３７０号
東京都練馬区南田中２丁目17－13－702
債務者　三藤　里愛
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０５０号
東京都三鷹市新川２丁目13番12号ハウス富士見301
債務者　助川　宏之
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７３０９号
東京都豊島区池袋本町３丁目17－16　すみれ荘２号
債務者　白畑　　中
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部